

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和 8 年 1 月 9 日受付分)

特定非営利活動法人 Hi5 国際交流コミュニティ

## 縦覧期間

令和 8 年 1 月 9 日（金）から  
令和 8 年 1 月 23 日（金）まで



# 特定非営利活動法人 Hi5国際交流コミュニティ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Hi5国際交流コミュニティと称し、略称を Hi5 と表記し、ハイファイブと読む。英語名は Hi5 global community とする。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、外国人と日本人との交流を促進し、相互理解の深化と多文化共生社会の実現を目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) まちづくりの推進を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 観光の振興を図る活動
- (11) 環境の保全を図る活動
- (12) 地域安全活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 多文化共生・異文化理解促進事業
- (2) 在住外国人の社会参加・就労支援事業
- (3) 地域コミュニティ支援事業
- (4) 語学教育事業

(5) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

### **第3章 会員**

#### **(会員の種別)**

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
- (3) ボランティア運営会員 この法人の目的に賛同し、運営を賛助する個人または団体

#### **(会員資格の取得)**

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### **(入会金及び会費)**

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### **(会員の資格の喪失)**

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### **(退会)**

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### **(除名)**

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### **(拠出金品の不返還)**

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

### (選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ又は理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、運営会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

#### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

#### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した運営会員の中から選任する。

#### (定足数)

第27条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した運営会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

#### (表決権等)

第29条 各運営会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する運営会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員の現在数
- (3) 総会に出席した運営会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がいる場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項

- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、運営会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 役員の報酬
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 会員の除名
- (6) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 理事の現在数  
(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）  
(4) 審議事項  
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

### (顧問)

第40条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した運営会員の4分の3

以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### （解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、運営会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### （合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

#### （公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

## 第10章 雜則

### (施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 小林 早織

副理事長 B O S H R A A L S L E E B E

理事 小崎 咲

監事 高原 可奈

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年10月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員

個人 入会金 0円 年会費 0円

(2) 賛助会員

個人 入会金 0円 年会費 0円

(3) ボランティア運営会員

個人 入会金 0円 年会費 0円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 Hi5 国際交流コミュニティ

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の 有無
理事長	こばやし さおり		無
	小林 早織		
理事 (副理事長)	ブッシュラ アルスレーピー		無
	BOSHRA ALSLEEBE		
理事	こさき さき		無
	小崎 咲		
監事	たかはら かな		無
	高原 可奈		



# 設立趣旨書

## 1 趣旨

加古川市にて外国人との交流を行っている中で、加古川やその近郊に住んでいる外国人に沢山の困りごとがあることに気が付きました。例えば、子育て中の母親は日本語学習の時間確保が難しく、ことばが障壁となり子育てや暮らしに必要な情報が十分に得られていません。日本では、外国人が地域のコミュニティに入り情報を得るのは難しいとは、よくいわれるところです。一方、日本に住む外国人の割合は増えており、日本人の中には外国人が地域のルールやマナーを守ってくれないと感じている方もいるようです。お互いが快適に生活するにはお互いの文化をもっと知り、歩み寄る必要があります。また、これからの中間社会に生きる子どもたちにとっては、外国人との交流に慣れ親しみことがいっそう必要となります。このような思いから次項に挙げる事業を行ってきており、他のNPO法人や日本語学校との連携も進んでいます。

そこで今後は、これまでの活動を継続していきながら、加古川市を中心とした活動に留めることなく、他地域への広がりを考えていきたいと思っています。

任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進し、他地域の行政、関連団体、関連企業との連携を深めていくことにより、社会的に認められた公的な組織にしていくため、今回、法人の設立認証を申請するに至りました。いまでもなく当団体の活動は非営利であり、多くの市民の方々の参画が不可欠であるという点から、特定非営利活動法人として設立することが相応しいと考えました。

当団体の法人化は、組織基盤の安定化につながり、地域の文化や観光事業を地域を超えて発信していくようになるなど、活動のいっそうの発展を促し、将来的に加古川市及び周辺地域が住民の国籍に関係なく住みよい地域になり、地域社会の安全・安心・安定に広く貢献できるものと考えています。

## 2 申請に至るまでの経過

- |         |   |
|---------|---|
| R5. 12～ | ・ 親子サークル団体「親子国際交流サークルHi5」発足（NPO法人キラリング運営子育てプラザの親子サークル登録団体）  |
| R6. 4～  | ・ 年齢性別国籍制限無しの「Hi5国際交流コミュニティ」を発足し、加古川市男女共同参画センターへの団体登録を行う。<br>・ 活動団体として、年に一度の男女共同参画週間の講義を開催するとともに、同月から1回程度の外国人と日本人が集い情報交換を行う言語交流会ランゲージカフェを開始。<br>・ 加えて、月に1回程度の季節に応じた野外イベント（イースターイベント、BBQイベント、ハロウィンイベント、河川敷イベント出店、ハラルのお菓子を食べるイベント等）を開催している。 |
| R6. 10～ | ・ 高砂市国際交流協会、いずみ会、NPO法人国際教養教育交流協会と連携。外国人サポーターとして8名が手を挙げ、困り事が発生した時にサポートを行うチームを結成。   |
| R7. 9   | ・ 会員間で法人化の意思確認  |
| R7. 10  | ・ 設立総会開催  |

令和7年10月20日

特定非営利活動法人 Hi5国際交流コミュニティ  
設立代表者 小林 早織



# 令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 Hi5 国際交流コミュニティ

## 1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用して、加古川市のみで行ってきた各種事業の実施エリアを少しづつ広げて行きたいと考えています。特に、本年度においては、各種事業の中から、エリアの拡大に効果的と思われる、多文化共生・異文化理解促進事業、地域コミュニティ支援事業を重点事業とします。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(円)
(1) 多文化共生・異文化理解促進事業	異文化理解の必要性、国籍関係なく住みよい地域作りを啓発するために、加古川市男女共同参画センターとの協働で次の事業を実施する。				-
	①日本の地域文化、観光案内等の SNS による発信	随時	SNS	国内外の外国人	-
	②地域住民と在住外国人がともに参加する異文化理解講座の開催	年に 1 回	加古川市 加古川町 篠原町 21 - 8 カビル 21 ビル 5 階 会議室	地域住民	-
(2) 在住外国人の社会参加・就労支援事業	就労や日常生活に必要な日本語を地域のルールマナーなどを通して教える	月に 1 回	東播磨生活創造センターかこむフリースペース	在住外国人	-
(3) 地域コミュニティ支援事業	①外国人と地元住民が交流し、相互理解を深める交流会	①～③のいずれかを毎月 1 回	東播磨生活創造センターかこむフリースペース	地域住民・在住外国人	-

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(円)
(4) 語学教育事業	②環境保全ワークショップ		ースまたは公民館の調理室、公園など。		-
	③多国籍料理イベント				
	④親子国際交流サークル	毎月1回	子育てプラザ	未就学児とその保護者	-
(4) 語学教育事業	暮らしの中の身近なことば（ごみ処理・清掃、防犯・防災など）を中心に、英語でコミュニケーションを行う場を作る	毎月1回 1時間	東播磨生活創造センターかこむフリースペースまたはオンライン	小学生～大学生とその保護者	1200
(5) その他、この法人の目的達成のために必要な事業	留学支援や海外語学機関との交流構築	随時	東播磨生活創造センターかこむまたはオンライン	希望者	-

#### 4. 事業実施体制

##### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 11～12月
- ② 理事会 年1回

##### (2) 事務局体制

事務局長：小林 早織

事務局スタッフ：小崎 咲

# 令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 Hi5 国際交流コミュニティ

## 1. 基本方針

本年度においては、各種事業の中から多文化共生・異文化理解促進事業、地域コミュニティ支援事業を重点事業とし、さらに子どもに焦点を当てて取り組むこととする。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(円)
(1) 多文化共生・異文化理解促進事業	異文化理解の必要性、国籍関係なく住みよい地域作りを啓発するために、加古川市男女共同参画センターとの協働で次の事業を実施する。 ① 日本の地域文化、観光案内等の SNS による発信 ② 地域住民と在留外国人がともに参加する異文化理解講座、ペットボトルキヤップなど再生資源の活用ワークショップの開催 ③ 公立小学校へ出向いて在住外国人からの異文化紹介等を行う				-
	① 日本の地域文化、観光案内等の SNS による発信	随時	SNS	国内外の外国人	-
	② 地域住民と在留外国人がともに参加する異文化理解講座、ペットボトルキヤップなど再生資源の活用ワークショップの開催	年に1回	加古川市 加古川町 篠原町 21 - 8 カビル 21 ビル 5 階 会議 室または 東播磨生 活創造セ ンターか こむ	地域住民	-
	③ 公立小学校へ出向いて在住外国人からの異文化紹介等を行う	年に1回	各小学校	小学生	-
(2) 在住外国人の社会参加・就労支援事業	就労や日常生活に必要な日本語を地域のルールマナーなどを通して教える	月に1回	東播磨生 活創造セ ンターか こむフリ ースペー ス	在住外国人	-

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(円)
(3) 地域コミュニケーション支援事業	①外国人と地元住民が交流し、相互理解を深める交流会	①～③のいずれかを毎月1回	東播磨生活創造センターかこむフリースペースまたは公民館の調理室、公園など。	地域住民・在住外国人	-
	②環境保全ワークショップ				-
	③多国籍料理イベント				-
	④親子国際交流サークル	毎月1回	子育てプラザ	未就学児とその保護者	-
(4) 語学教育事業	暮らしの中の身近なことば（ごみ処理・清掃、防犯・防災など）を中心に、英語でコミュニケーションを行う場を作る	毎月1回1時間	東播磨生活創造センターかこむフリースペースまたはオンライン	小学生～大学生とその保護者	1200
(5) その他、この法人の目的達成のために必要な事業	留学支援や海外語学機関との交流構築	随時	東播磨生活創造センターかこむまたはオンライン	希望者	-

#### 4. 事業実施体制

##### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 11～12月
- ② 理事会 年1回

##### (2) 事務局体制

事務局長：小林 早織  
事務局スタッフ：小崎 咲

## 特定非営利活動法人Hi5国際交流コミュニティ

令和7年度活動予算書  
(成立の日から令和8年10月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
運営会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
ボランティア運営受取会費	0	
受取会費計	0	
2. 受取寄付金		
受取寄付金	500	
受取寄付金計	500	
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	30,000	
受取助成金計	30,000	
4. 事業収益		
(1) 多文化共生・異文化理解促進事業	0	
(2) 在住外国人の社会参加・就労支援事業	0	
(3) 地域コミュニティ支援事業	0	
(4) 語学教育事業	1,200	
(5) その他、目的達成のために必要な事業	0	
事業収益計	1,200	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
その他収益計	0	
経常収益計		31,700
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	36,000	
消耗品費	2,000	
印刷費	200	
通信費	4,000	
保険料	0	
会場費	9,800	
会議費	6,000	
その他経費計	58,000	
事業費計		58,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	2,000	
通信費	8,000	
旅費交通費	12,000	
光熱水費	0	
保険料	0	

科目	金額		
会議費	12,000		
租税公課	0		
地代家賃	40,000		
その他経費計	74,000		
管理費計	74,000		
経常費用計		132,000	
当期正味財産増減額		▲ 100,300	
設立時正味財産額		19,384	
次期繰越正味財産額		▲ 80,916	

## 特定非営利活動法人Hi5国際交流コミュニティ

令和8年度活動予算書  
(令和8年11月1日から令和9年10月31日まで)

(単位：円)

科目	金額
<b>I 経常収益</b>	
1. 受取会費	
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
ボランティア運営受取会費	0
受取会費計	0
2. 受取寄付金	
受取寄付金	1,000
受取寄付金計	1,000
3. 受取助成金等	
受取地方公共団体助成金	0
受取民間助成金	100,000
受取助成金計	100,000
4. 事業収益	
(1) 多文化共生・異文化理解促進事業	0
(2) 在住外国人の社会参加・就労支援事業	0
(3) 地域コミュニティ支援事業	0
(4) 語学教育事業	1,200
(5) その他、目的達成のために必要な事業	0
事業収益計	1,200
5. その他収益	
受取利息	0
雑収入	0
その他収益計	0
経常収益計	102,200
<b>II 経常費用</b>	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給与手当	0
法定福利費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
講師謝金	36,000
消耗品費	2,000
印刷費	200
通信費	4,000
保険料	0
会場費	9,800
会議費	6,000
その他経費計	58,000
事業費計	58,000
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給与手当	0
法定福利費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
消耗品費	0

科目	金額
印刷費	3,000
通信費	8,000
旅費交通費	12,000
光熱水費	0
保険料	0
会議費	12,000
租税公課	0
地代家賃	40,000
<b>その他経費計</b>	<b>75,000</b>
<b>管理費計</b>	<b>75,000</b>
<b>経常費用計</b>	<b>133,000</b>
<b>当期正味財産増減額</b>	<b>▲ 30,800</b>
<b>前期繰越正味財産額</b>	<b>▲ 80,916</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>	<b>▲ 111,716</b>